

大阪司法書士会公益的活動に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、司法書士倫理第6条及び第7条に基づき、司法書士には公益的活動を行う使命及び職責があることを確認し、大阪司法書士会(以下「本会」という。)の司法書士会員及び法人会員(以下「会員」という。)の公益的活動等に関して定める。

(公益的活動の内容)

第2条 この規則において公益的活動とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本会・支部・日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会(以下「本会等」という。)が主催・共催・後援する、各種相談活動及び本会等から派遣されて行う各種相談活動
- (2) 本会等が主催・共催・後援する、法律・人権擁護・司法制度の改善・社会保障等に関する教育を目的とする活動
- (3) 本会等が主催・共催・後援する、研修会・講演会の講師としての活動
- (4) 本会等が行う裁判外紛争解決手続(ADR)機関の運営に参加する活動
- (5) 総合法律支援法に基づき、日本司法支援センターと契約して行う民事法律扶助業務
- (6) 官公署の委嘱による調停委員・司法委員・参与員・筆界調査委員・法定後見人・保佐人・補助人・後見監督人・保佐監督人・補助監督人等としての活動
- (7) 日本司法支援センターの役員・職員・委員としての活動
- (8) 弁護士会等隣接法律専門職者団体が主催する研修会・講演会の講師としての活動
- (9) その他、本会が公益的とみなす活動

(公益的活動への参加義務)

第3条 会員は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年間(本会に入会した日から最初に到来する12月31日までを除く。)につき、前条に定める公益的活動の一つ以上を行わなければならない。

2 法人会員が行った公益的活動は、当該法人会員及び実際にその活動を担当した司法書士会員が行ったものとみなす。

(参加義務の免除)

第4条 大阪司法書士会会長(以下「会長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する会員に対し、その申し出により前条第1項の参加義務を免除することができる。

- (1) 1月1日現在満65歳以上であるとき
- (2) 病気・出産・育児・介護その他これに準ずる理由により公益的活動を行うことができず、又は著しく困難であると認められるとき
- (3) 公務員の職にあるとき
- (4) その他会長が相当の理由があると認めるとき

2 前項の申し出は、毎年1月1日から翌年1月末日までに行わなければならない。

(登録後1年内の司法書士会員の特例)

第5条 司法書士登録後1年内の司法書士会員は、登録後最初に到来する1月1日から始まる1年間につき、第3条第1項の参加義務を免除する。

(配慮・協力義務)

第6条 会員は、その事務所に所属する司法書士会員が公益的活動に参加できるよう配慮・協力しなければならない。

(報告義務)

第7条 会員は、毎年1月1日から同年12月31日までにを行った公益的活動を翌年の1月31日までに本会に報告しなければならない。ただし、第4条または第5条により、当該1年間にその1年間の参加義務を免除された会員を除く。

(会員に対する指導)

第8条 会長は、第3条第1項の参加義務を履行しない会員及び第6条の配慮・協力を行わない会員並びに第7条の報告を行わない会員に対し、必要な指示若しくは指導をすることができる。

(規程への委任)

第9条 この規則に定めのない事項は、規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 24 年 5 月 20 日から施行する。